

**令和4年度
甲良町建設工事の入札・契約概要・変更点のお知らせ**

1. 甲良町では建設工事は原則として「条件付き一般競争入札」を行っています。発注方式については町ホームページの「公表」→「発注方式について」→「令和4年度 業種別発注方式および発注金額区分」を参照してください。
 - ア) 条件付き一般競争入札の公告日は、毎月10日、25日を予定しています。(公告日が土日、祝日の場合は、前日または前々日等)
 - イ) 公告は町ホームページに掲載および役場町政情報コーナーに常備します。
2. 条件付き一般競争入札に参加する方は、事前に条件付一般競争入札参加資格審査申請書を提出してください。甲良町が指定する大規模工事等を除き、事前に技術資料等の提出は必要ありません。契約される方は建設業法等の法令を遵守のうえ、契約される方の責任により技術者を配置してください。ただし、同日に実施される複数の入札に参加する場合、先の入札で落札したことにより後の入札において技術者の適正な配置ができない等の理由で適正な施工体制が整わない場合は後の入札を辞退してください。
3. 町内・準町内建設業者のうち、令和3年度町道除雪委託契約業者につきましては、総合評定値(P点)に15点を加点し、審査事項評点としています。加点後点数は町ホームページの「甲良町競争入札参加有資格者名簿」→「令和4年度甲良町競争入札参加有資格者名簿」でご確認ください。

なお、令和4年度より町内・準町内建設業者の新規登録者に対する要件を改正しました。
4. 入札時に提出する『積算内訳書』について、次の場合は無効となり落札することができませんのでご注意ください。
 - ①金額、氏名、押印、その他の要件の記載が確認できない入札
 - ②計算間違いもしくは入札金額との相違
5. 甲良町では、建設業における資金調達の円滑化を支援するため、本町が発注する工事について、中間前金払制度を導入しています。詳しくは町ホームページ内事業者向け情報に記載の「規則・要綱等」をご覧ください。
6. 「甲良町現場代理人の常駐に関する運用基準」により、一定の条件を満たした場合、現場代理人の常駐義務緩和と現場代理人の兼務が可能となります。詳しくは町ホームページ内事業者向け情報に記載の「規則・要綱等」をご覧ください。
7. 建設工事における競争入札については、最低制限価格制度を引き続き実施します。最低制限価格の計算式については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを参考に算出しています。

なお、最低制限価格については公表していません。

8. 競争入札において、予定価格の事後公表を引き続き実施します。ただし、不調となった入札の予定価格は非公表とします。
9. 『甲良町入札および契約手続に係る働きかけに関する取扱要綱』を制定しています。入札等に関し、職員に対し非公表の設計金額を聞き出そうとする行為等があった時には、その内容が刑法の入札の校正を害すべき行為に該当する恐れがあるときは警察等関係機関に通報するとともに必要な措置を講ずることとなります。また、働きかけの内容により必要と認められるときは、甲良町ホームページ等でその内容を公表するものとします。
10. 様式等のダウンロード
条件付き一般競争入札参加資格審査申請書については、甲良町ホームページよりダウンロード（パソコンからの取得）してください。なお、町が指定する大規模工事等については様式を追加します。
（甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>）

【問合せ先】 甲良町 企画監理課
入札・契約担当
Tel 0749-38-5061